

湯 前 町
橋梁個別施設計画

平成30年11月

熊本県 湯前町

目 次

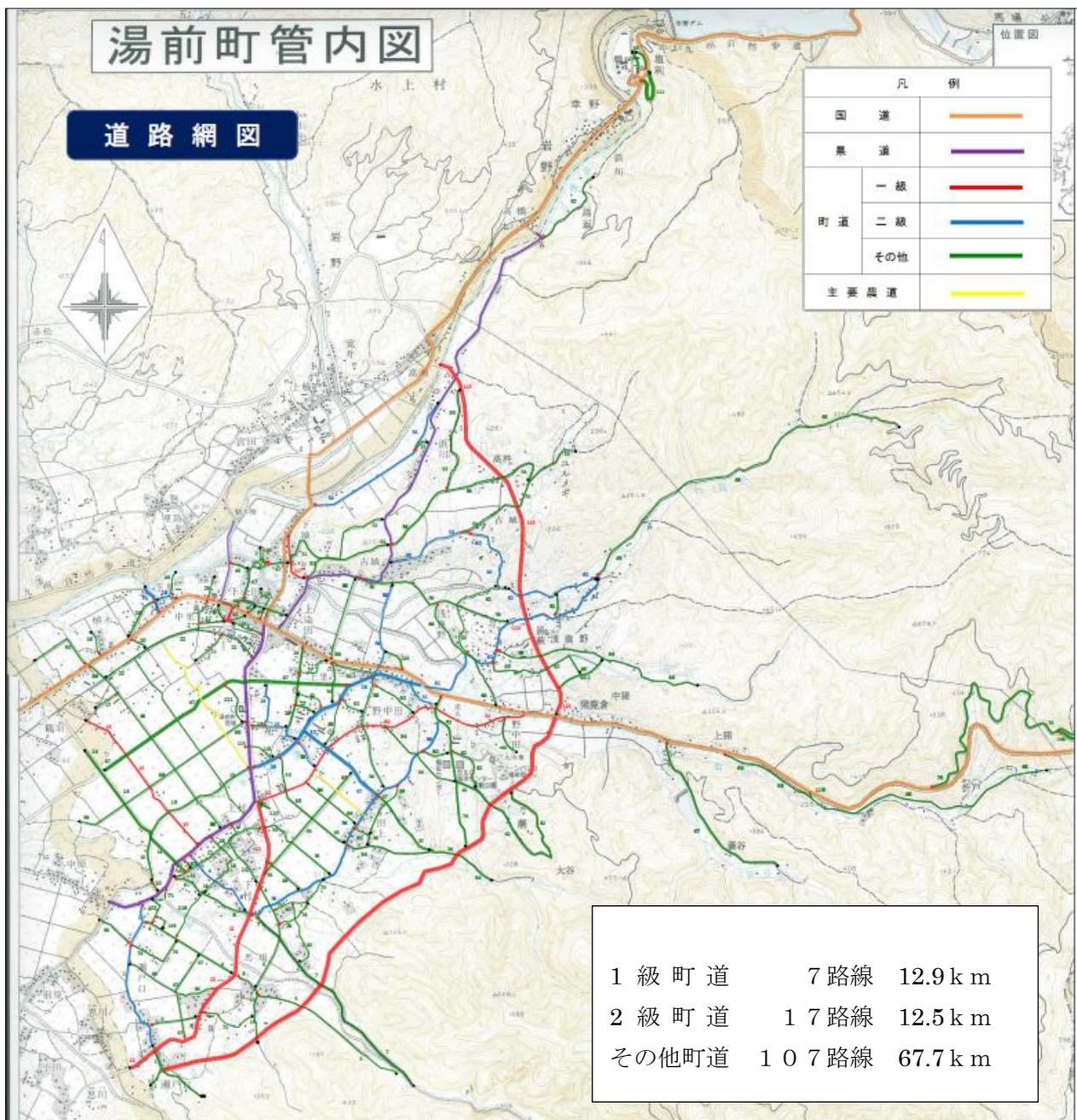
1	道路施設の現状と課題	・・・	P2
	(1) 湯前町の道路概要		
	(2) 湯前町の橋梁概要	・・・	P3
	(3) 道路施設の現状と課題	・・・	P5
2	道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方	・・・	P6
	(1) 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方		
3	今後の点検・修繕計画		
	(1) 点検計画期間		
	(2) 対策の優先順位の考え方	・・・	P7
	(3) 施設の状態・対策内容・実施時期・対策費用		
4	別 表 (対象施設・個別施設の状態 (健全度)・実施時期・対策内容)		

1 道路施設の現状と課題

(1) 湯前町の道路概要

熊本県湯前町では、1級町道東方線をはじめ7路線 12.9 km、2級町道瀬戸口線ほか17路線 12.5 km、その他町道辻線ほか107路線 67.7 km、合計131路線 93.1 kmを管理しています。(平成30年度道路台帳値)

湯前町道路網図

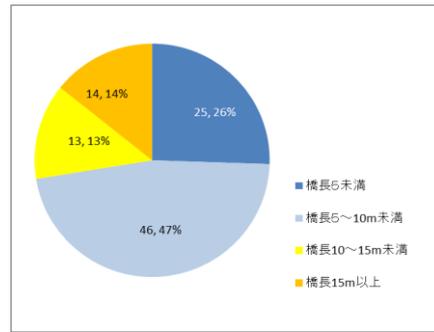


(2) 湯前町の橋梁概要

本町が管理する橋梁数は、橋長 15m 未満橋梁 84 橋、15m 以上の橋梁が 14 橋、合計 98 橋あります。(平成 30 年 (2018) 3 月末現在)

橋梁数

橋長区分	橋梁数	構成比
橋長5未満	25	27%
橋長5～10m 未満	46	49%
橋長 10～15m 未満	13	14%
橋長 15m 以上	14	15%
	98	



管理橋梁のうち、橋長 5m 未満で 5 橋、10m 未満で 3 橋の計 8 橋が BOX 橋となっています。

道路橋とは？

道路、鉄道、水路等の輸送路において、輸送の障害となる河川、溪谷、湖沼、海峡あるいは他の道路、鉄道、水路等の上方にこれらを横断するために建設される構造物。

BOX 橋とは？

道路の下を横断する道路や水路等の空間を得るために、盛土あるいは地盤内に設けられる剛性ボックスカルバート。橋長 2 m 以上かつ土被り 1 m 未満のカルバートを指す。

また、明治 40 年 (1907) に築造された下町橋 (石橋) は町指定文化財となっており、橋長では球磨川の原ノ湊橋 (106m) 古湊橋 (94m)、陸橋の潮大橋 (95m) があります。

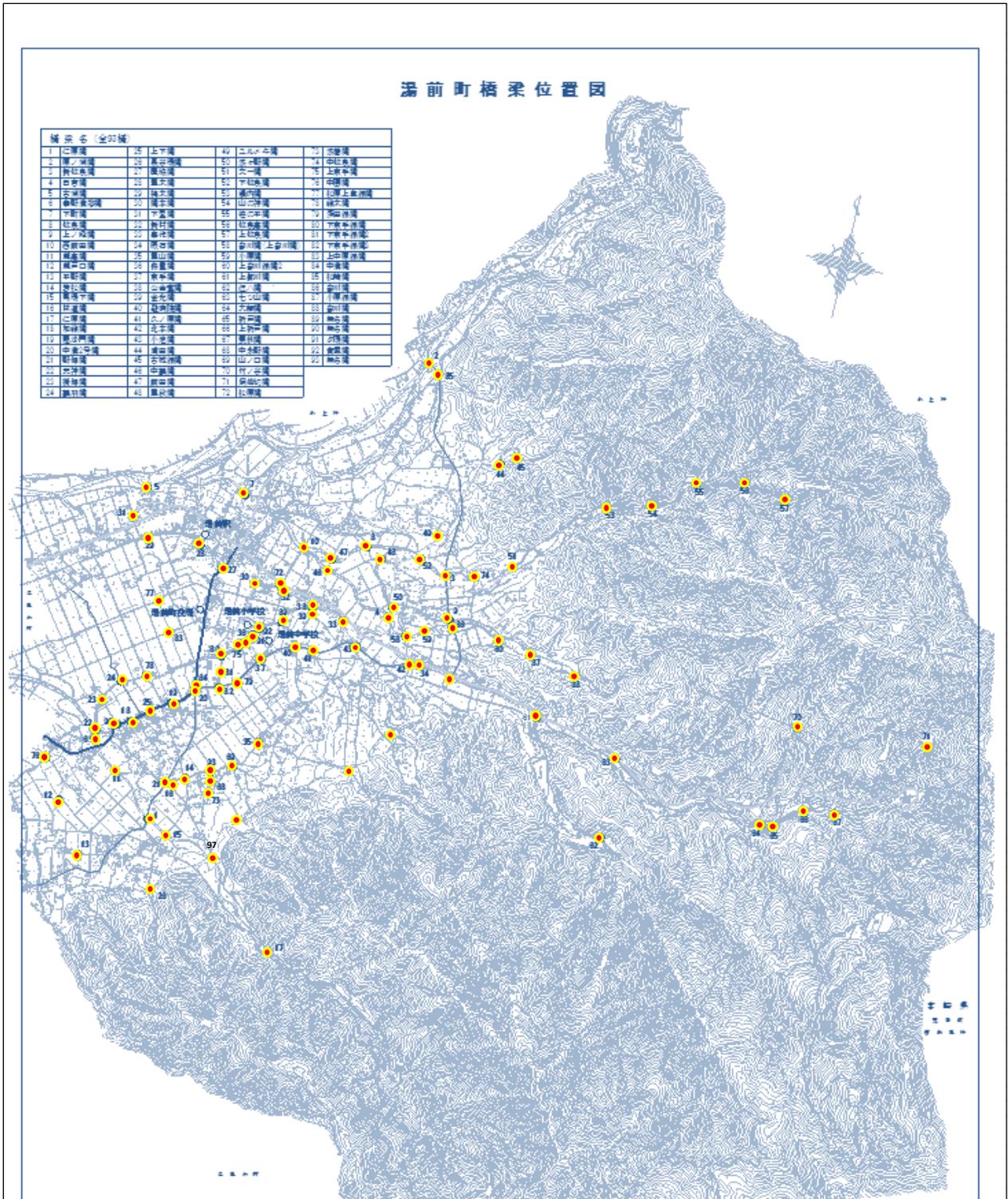


下町橋



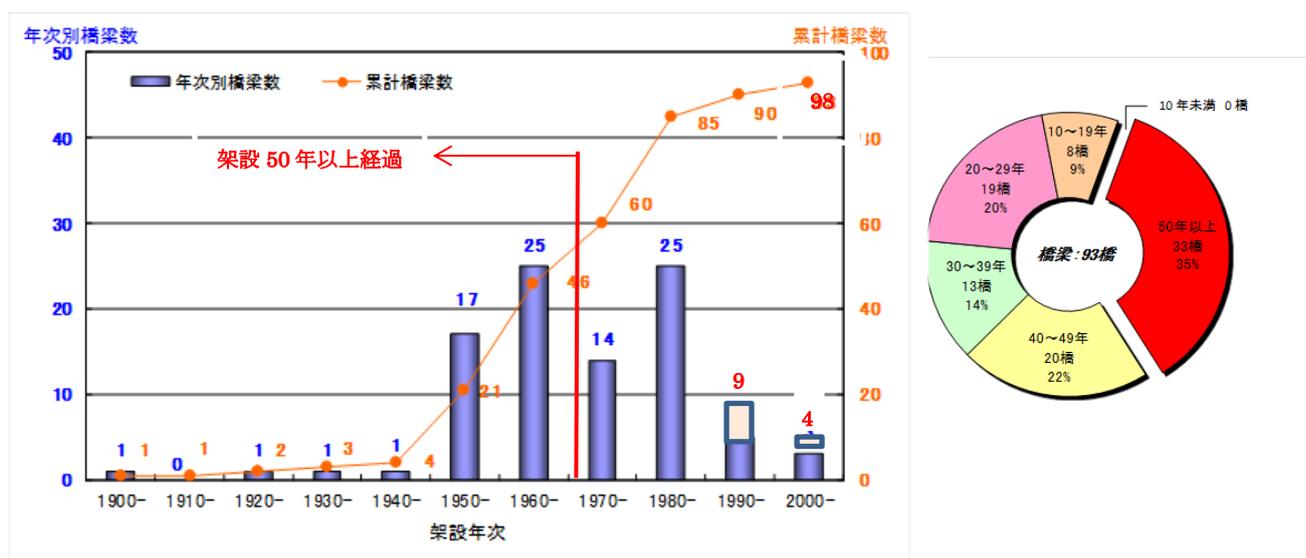
古湊橋

湯前町橋梁位置図



(1) 道路施設の現状と課題

湯前町橋梁長寿命化修繕計画の対象橋梁(平成 25 年度末時：93 橋)の経過年数を見てみると、以下に示すように一般的に橋梁の寿命といわれる 50 年を経過している橋梁は、全体の 35%の 33 橋であり、10 年後には全体の 57%の 53 橋、さらに 20 年後には全体の 71%にあたる 66 橋が建設後 50 年を超えることとなります。町が管理する道路橋は今後急速に高齢化を迎え、大規模な修繕(補修)や架替えが同時期に発生することが予想され、多大な財政負担となることが懸念されます。



また、平成 27 年 (2015) から 30 年 (2018) の 3 ヶ年度の橋梁定期点検結果では、下表のとおり老朽化等による劣化損傷の状況が確認されています。

橋梁定期点検 (H27～29 年度)

点検結果区分	橋長 15m 未満	橋長 15m 以上	計
I (健全)	54 橋 (64%)	8 橋 (57%)	62 橋 (63%)
II (予防保全段階)	21 橋 (25%)	4 橋 (29%)	25 橋 (26%)
III (早期措置段階)	9 橋 (11%)	2 橋 (14%)	11 橋 (11%)
IV (緊急措置段階)	—	—	—
計	84 橋	14 橋	98 橋

※ 点検結果区分は次項参照

2 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方

(1) 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方

インフラは、利用状況設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設ごとに異なり、その状態は時々刻々と変化します。現状では、これらの変化を正確に捉え、インフラの寿命を評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、インフラを構成する各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。

このため、橋梁の点検については、定期点検要領に基づき、5年に1度、近接目視による点検を実施し、結果については、4段階で区分することとしています。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

3 今後の点検・修繕計画

(1) 点検計画期間

5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるよう計画期間は10年とします。なお、点検結果等を踏まえ、毎年度、計画を更新します。



(2) 対策の優先順位の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な対策を講じます。

橋梁の対策は、第三者に対する安全性に著しく影響を及ぼし、緊急的に対応が必要な損傷がある橋梁を優先的に実施します。

速やかに補修を行う必要がある区分「健全度Ⅲ」と判定した橋梁については、損傷箇所数や損傷程度を考慮し、優先的に対策を実施します。

(3) 対象施設、個別施設の状態（健全度）、実施時期、対策内容

湯前町管内における対象施設、個別施設の状態（健全度）、実施時期、対策内容、概算の費用については別表とおりとします。

